

市営住宅〈新築・空家〉入居者募集

公営住宅〈新築〉【桜木団地 26年度新規分9戸（2LDK8戸、3LDK1戸）】

※構造（2LDK、3LDK）別で募集を受け付けます。

団地名	戸数	所在地	建築年	構 造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
桜木団地	7戸	木造桜木8-2	H26	木造平屋 5連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,200～34,600
	1戸	木造桜木8-2	H26	木造平屋 4連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,200～34,600
	1戸	木造桜木8-2	H26	木造平屋 4連戸3LDK	○	○	○	○	○	下水道	28,100～41,800

公営住宅〈空家〉

団地名	住戸番号	所在地	建築年	構 造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
浦船団地	8-4号	木造浦船 135-10	S58	簡易耐火2階建 6連戸3DK	○	×	×	×	○	汲み取り	13,900～20,700
かしわ団地	39号	柏桑野木田 幾世35-9	H19	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	24,700～36,800
かしわ団地	65号	柏桑野木田 幾世35-8	H20	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	25,100～37,300
月見野丘 団地	10号	森田町森田 月見野572	S63	木造平屋 1戸建2LDK	○	×	×	×	○	汲み取り	12,800～19,000
月見野丘 団地	18号	森田町森田 月見野356-10	H2	木造平屋 1戸建2LDK	○	×	×	×	○	汲み取り	13,500～20,200
第2 月見野丘団地	38号	森田町森田 駒ヶ淵30-16	H9	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	18,300～27,300
つきみの 団地	10号	森田町森田 月見野300-2	H13	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	21,200～31,600
つきみの 団地	17号	森田町森田 月見野300-2	H16	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	20,800～31,000
森田若緑 団地	5号	森田町上相野 若緑63-2	H8	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	17,500～26,000
富蒔2号 団地	15号	富蒔町屏風山 1-1873	H21	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,900～35,600

高齢者用住宅〈60歳以上を対象とした単身者向け【夫婦でも可】〉

ことぶき団地 (オール電化)	6号	柏桑野木田 若宮185	H13	木造平屋 9連戸1LDK	○	○	○	×	○	下水道	13,000～19,400
-------------------	----	----------------	-----	-----------------	---	---	---	---	---	-----	---------------

募 集 期 間	6月17日(火)～6月27日(金) ※入居可能予定日は7月下旬頃となります。
入居者資格	①世帯の収入が政令で定める収入基準であること。(政令で定める基準：月額158,000円以下) ②現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。 ③税を滞納していないこと。 ④入居希望者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
必 要 書 類	①入居希望申請書（市役所建築住宅課にあります） ②平成26年度所得証明書（入居者、同居者） ③全税目に未納がないことの証明書（用紙は市役所建築住宅課にあります） ④入居（同居）予定者が現在居住している世帯全員の住民票 ⑤入居希望者または同居予定者で障害者手帳の交付を受けている方はその写し ※申込者の状況によりその他の添付書類が必要となる場合があります。
選 考 方 法	応募書類を審査の上、7月中旬に選考予定
そ の 他	・お申し込みの際は印鑑をご持参ください。 ・選考された方は、敷金家賃3ヵ月分、連帯保証人2人が必要になります。 ・募集期間中に空家が発生した場合は、市ホームページに追加します。

【申し込み・問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111(内線383・386)

市民診療所無料送迎バス

車力・稲垣地区送迎バスの利用について

4月1日より車力・稲垣地区の送迎バスは「かなぎ病院」を経由して運行しております。「かなぎ病院」へ通院される際にも当送迎バスをご利用ください。

車力・稲垣地区(水)金 運行

行 き	発着時間	帰 り	発着時間
清水保健福祉館	7:30	診療所	13:00
深沢バス停	7:32	青森クボタ営業所前	13:19
権現バス停	7:34	旧稲垣出張所前	13:20
富范バス停	7:36	元増バス停	13:22
豊富バス停	7:40	細沼バス停	13:25
しゃりき温泉前	7:48	穂積バス停	13:29
蝦名商店前	7:54	家調バス停	13:33
旧下繁田小学校前	7:58	繁田バス停	13:37
船越バス停	8:00	かなぎ病院	13:55
かなぎ病院	8:15	船越バス停	14:10
繁田バス停	8:33	旧下繁田小学校前	14:12
家調バス停	8:37	蝦名商店前	14:16
穂積バス停	8:41	しゃりき温泉前	14:22
細沼バス停	8:45	豊富バス停	14:30
元増バス停	8:48	富范バス停	14:34
旧稲垣出張所前	8:50	権現バス停	14:36
青森クボタ営業所前	8:51	深沢バス停	14:38
診療所着	9:10	清水保健福祉館	14:40

※交通事情や診療状況により発着時間に変更が生じる場合があります。

【問い合わせ先】 つがる市民診療所 電話42-3111
企画調整課 電話42-2111(内線353)

送迎バスの一部車両変更について

次の方面行きの送迎バスが、老朽化のためマイクロバスに変更になりました。ご利用の際は、お間違いの無いようご注意ください。

出来島・越水・川除・館岡・柏・森田方面

※運行経路、発着時間に変更ありません。



【問い合わせ先】

つがる市民診療所 電話42-3111

かなぎ病院眼科診療日変更のお知らせ

7月1日より眼科診療日が毎週火・水曜日から毎週火・木曜日に変更となりますので、ご注意ください。なお、受付時間は変更ありません。

【問い合わせ先】 かなぎ病院 電話53-3111

平成26年度「つがる市成人式」のご案内

期 日 8月15日(金) 受付 9:00～ 式典 10:00～
会 場 生涯学習交流センター「松の館」1階 交流ホール
対 象 者 平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれの方で、現在つがる市に住所がある方、またはつがる市出身の方

申し込み

●つがる市に住所がある方

つがる市教育委員会から往復はがきで案内状を送付しますので、出欠を返信はがきでお知らせください。

●つがる市を出身地とされる方

つがる市成人式に出席したい旨を電話でお知らせください。現住所、氏名、生年月日等を確認した上で案内状を送付します。

※7月1日(火)までに案内状が届いていない方は下記までご連絡ください。

8/15(金)



— 成人式実行委員会スタッフ募集 —

式の受付や交流イベントのお手伝いをしてくださるスタッフを募集しています。

興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】 つがる市教育委員会 社会教育文化課 電話49-1200 FAX49-1212

—— がん検診を受けましょう ——

体験談

受けてよかったがん検診

木造地区 46歳 女性

私は毎年、がん検診を受けています。私のがん検診の重要性を強く意識するようになったきっかけは、検診を受けていた母と検診を受けていなかった父の、その後の人生に大きく影響することを肌身を持って感じたからです。父は57歳で胃がんによりこの世を去りました。父は体調が悪いと言って病院を受診した時には、かなり胃がんは進行していました。母は23年前、検診で大腸がんがみつかり、手術しました。検診での発見であったため早期治療につながり、現在も元気に普通の生活を送っています。

私は、家族のために健康でいたいと思っています。30歳からがん検診を受け、毎回異常なしの結果が届くと安心します。健康に気をつけ、市の広報を見て、運動教室などにも積極的に参加しています。また、物事を前向きに考えるようになりました。自分の周囲の人にも検診をすすめています。「みなさん、ぜひ検診を受けましょう」と、私は言いたいです。

市では、「がん」による死亡が死因の第1位になっています。「がん」の早期発見、早期治療のために「がん検診」を受けましょう。今年度の総合健診は11月まで実施しています。

【問い合わせ先】健康推進課 電話42-2111(内線307)

平成26年度身体障害者巡回診査・更生相談

身体に障害を抱えている方に対し、巡回して医学的判定を行い、更生に必要な総合的相談を行います。

対 象 者 次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳の交付を受けるため診査を必要とされる方
 - ・市または青森県障害者相談センターから身体障害者手帳の再認定を必要とされた方
 - ・身体障害者手帳の障害程度や等級に変化があり、変更を必要とする方
 - ・補装具（オーダーメイド車いす、電動車いす、座位保持装置を除く）の交付、再交付または修理を必要とする方
 - ・生活、医療、施設入所などの相談を希望する方
- ※当日の診査だけでは判定できないこともあります。

持参するもの 身体障害者手帳（所持者のみ）、印鑑

日 程 等

診療科目	開催月日	時 間	会 場
耳 鼻 科 (聴覚)	7月3日(木)	受 付 13:15~14:45 診査・相談 13:30~15:30	生涯学習交流センター「松の館」 電話 49-1200
整 形 外 科 (肢体不自由)	7月9日(水)	受 付 9:00~11:00 診査・相談 9:30~12:00	五所川原市市民学習情報センター 電話 38-5115

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111(内線241)

ひとり親家庭等医療費受給資格の更新について

現在、ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されている方は、7月31日をもって受給期間終了となります。引き続き医療費の給付を受けるためには、更新手続きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。関係書類は、6月末に郵送します。

受付期間 7月1日(火)~7月31日(木)

受付場所 ・木造、森田、柏地区の方 → 市役所福祉課

持 参 物 ①ひとり親家庭等医療費受給資格証更新
申請書

・稲垣地区の方 → 稲垣出張所

・車力地区の方 → 車力出張所

②健康保険証（社保をお使いの方）

③印鑑

④医療費受給資格証（前回交付したもの）

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111(内線233)



最近話題の「混合診療」を巡って①

(1) 最近よく耳にする「混合診療」について

1. 医師による診察と治療のことを合わせて「診療」と言います。「診療」は保険診療と保険外診療に分ける事が出来ますが、患者さんが支払う費用は大きく違います。保険診療、これは馴染み深いものでしょう。「保険証」を提示して診療を受け、払うお金は保険が使えるので自己負担分だけで少なくて済みます。他方、保険外診療、これには馴染みは少ないかと思えます。保険が使えず全額自己負担となり、支払額は高額になります。「進んだ手術」とか「保険のきかない薬」とかのイメージをお持ちではないでしょうか。
2. 「混合診療」とは「保険診療と保険外診療を組み合わせた診療である」と説明されるのが一般的です。間違いは在りませんが、「ピンとは来ない」感じです。そこで、日本でのこれまでの医療の歴史の中での混合診療に関連する部分を取り上げ、混合診療についてのお話を進めてみたいと思います。
3. これまでの日本では、保険外診療を受けた場合(→例えば、1990年の時点で「人工尿道括約筋の埋め込み術」を受けた場合)は、その保険外診療の中に、通常なら保険の使える部分(診察・検査・投薬・入院料等)が在ったとしても保険は使えず、一切の費用が自己負担となっていました。つまり「混合診療」は日本には無かったのです。

4. しかし、1984年からは保険外診療を受ける場合でも、国が定める「評価療養」や「選定療養」に該当する場合には、保険診療との併用が認められる様になりました。併用が認められるとは、保険外診療中でも保険診療と同じ部分には保険が使える、その同じ部分の費用は自己負担分だけで済むという事です。国が認めた保険外診療なら保険診療の併用も認められる様になった訳で、これが日本での「混合診療」の始まりです。
5. さて「評価療養」とは、近い将来、保険が使えるようにする事を前提とした療養のことです。それには、先進医療(高度医療を含み、100種類を超える新しい魅力的な診療技術が並ぶ)、医薬品の治験に係る診療、適応外の医薬品の使用等の7種類が含まれています。又、「選定療養」とは保険が使える様にする事を前提としないものです。その中には、特別の療養環境(差額ベッド)、歯科の金合金等、180日以上入院等の10種類が定められております。最近では、これらの一層の拡充が速度を増して推進されようとしているところです。
6. このお話での後半の部分では、1993年に「評価療養」の一分野、「先進医療」に認定された「人工尿道括約筋の埋め込み術」を例にとり、混合診療についての理解をもう少し深めてみたいと思います。

続きは広報つがる 8月号 (No152) に掲載します。

平成26年度介護保険料・後期高齢者医療保険料について

ー 7月より介護保険料および後期高齢者医療保険料もコンビニエンスストアで納付できますー
納付取扱店は、7月上旬に送付される通知書によりご確認ください。※納付書はホチキス閉じがされていません。

●介護保険料

保険料率(額)

今年度の保険料率は前年度と変わりありません。

納付方法

特別徴収の方…偶数月ごとの年金天引きによる納付
普通徴収の方…納付書等による納付。納期は平成26年7月～平成27年3月の9期

【問い合わせ先】

市役所介護課 電話42-2111(内線231)

●後期高齢者医療保険料

保険料の決まり方

1人当たりの 保険料 (限度額57万円)	=	所得割額 総所得金額等 -33万円	×	所得割率 7.41%	+	均等割額 40,514円
----------------------------	---	-------------------------	---	---------------	---	-----------------

※詳細は広報つがる 7月号 (No151) に掲載します。

【問い合わせ先】

市役所国民健康保険課 電話42-2111(内線274・275)
青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821